

法人・個人を問わず 熊本地震の復興支援を

4月20日、国税庁は「平成28年熊本地震」にともなう義援金等の税制上の措置について公表した。今回はそれをもとに、従業員や取引先、あるいは不特定多数の被災者へ支援を行った場合の税制措置や、ふるさと納税を活用した支援などについて解説する。



中田 和重
公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所所長

この度の「平成28年熊本地震」により被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

東日本大震災を契機に、災害に関して支出する費用等の税務上の取り扱いが整備されましたが、今回も4月20日に国税庁より義援金等に関する税務の取り扱いが公表されました。

【Q1】従業員や取引先への支援と税務は？

法人が、地震により被害を受けた従業員またはその親族等に対して一定の基準に従って支給

する災害見舞金等は、福利厚生費として損金の額に算入されます（自社の従業員と同等の事情にある専属下請け先の従業員または親族等も含まれます）。

また法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、復旧支援のための災害見舞金や事業用資産の供与等のために要した費用は交際費等には該当せず損金の額に算入されます。

さらに、法人が取引先の復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権の免除や低利または無利息による融資等を行った場合も寄附金また

は交際費以外の費用として損金の額に算入されず。

【Q2】不特定の被災者への支援と税務は？
法人が、不特定または多数の被災者を救済するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

また図表1にあるように、法人が国や被災した地方自治体に対して直接寄附した震災義援金をはじめ、日本赤十字社や中央募金会等の募金団体が行っている震災義援金で、最終的に被災した地方自治体（義援金配分委員会を含む）に供出されるものに関しては全額が損金の額に算入されます。

【Q3】ふるさと納税を活用した支援とは？
法人と同様に、個人が国や被災した地方自治体等に対して寄附した震災義援金については、確定申告の手続きによりふるさと納税として寄附金（税額）控除が適用され、一定の金額までは20000円の自己負担だけで被災地の支援が可能となっています（図表1）。

ふるさと納税は、特産品のお礼が人気となり、平成27年度の寄附額は前年度より約1000億も増加し1300億円を超える見通しです。今回、インターネットのふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」が、返礼品なしで被災した地方自治体向けの義援金を募集したところ、1カ月で10億円を超える義援金が集まり、現在も毎月2000万円程度増加しています。

このサイトでは、被災自治体への直接の寄附だけでなく、被災自治体のふるさと納税の事務処理を軽減するため日本各地の自治体が代理受付をしています。

【Q4】上限を超える支援の計算方法は？
住民税の所得割の金額（翌年度の見込額）と所得税の税率をもとに、ふるさと納税の上限を図表2を用いて概算で算定できます。

例えば住民税の所得割が年間100万円、所得税率33%のケースでは、図表2のE欄より100万円×0.355の約35万円がふるさと納税の上限です。

ふるさと納税の上限を超えて寄附をした場合でも、図表1にあるように、所得税の寄附金控除と住民税の10%の税額控除の軽減を受けられます（所得税は総所得金額の40%、住民税は30%が上限）。

義援金を50万円に増額した場合には上限の35万円を超える15万円については所得税33%（プラス復興税）の減税と住民税の10%の基本分の税額控除が適用できますから、15万円の超過部分の減税額は合わせて約6万5000円となり、負担は8万5000円程度になります。

一日も早い復興のために税制を活用した支援をぜひご検討ください。

図表1 熊本地震義援金の税務の取り扱い

義援金の拠出先	1. 法人		2. 個人	
	法人税	所得税	住民税	
国や被災した地方自治体に対して、直接寄附した震災義援金	全額損金算入	特定寄附金として寄附金控除 ※1	ふるさと納税（寄附金）として税額控除 ※2	
日本赤十字社、中央共同募金会を通じて支払った震災義援金				
新聞・放送等の報道機関を通じて支払った震災義援金（最終的に被災した地方自治体〔義援金配分委員会を含む〕に供出されるもの）				
上記以外の募金団体を通じて支払った震災義援金（最終的に被災した地方自治体〔義援金配分委員会を含む〕に供出されるもの）				

※1 所得税からの控除 = (ふるさと納税額 - 2000円) × 「所得税の税率5%から45%」（総所得金額等の40%を限度）
 ※2 ①住民税からの控除（基本分） = (ふるさと納税額 - 2000円) × 10%（総所得金額等の30%を限度）
 ②住民税からの控除（特例控除額）（ふるさと納税にのみ適用）
 (ふるさと納税額 - 2000円) × (100% - 10%〔基本分〕 - 所得税の税率)（特例控除額は個人住民税の20%を限度）
 ※1、2とも所得税の税率は復興特別所得税の税率2.1%を加えた率となります。

図表2 ふるさと納税の寄附金額の上限の算定（概算）

住民税の所得割の金額（寄附金税額控除前）に、所得税の課税所得に対応した下記の比率を掛けると自己負担が2000円のふるさと納税の上限（概算）が求められます。

所得税の課税所得（税率）	A	B	C	D	E	F	G
	195万円未満（5%）	195万円超300万円未満（10%）	300万円超695万円未満（20%）	695万円超900万円未満（23%）	900万円超1800万円未満（33%）	1800万円超4000万円未満（40%）	4000万円超（45%）
住民税（所得割）に掛ける比率	0.235	0.250	0.287	0.300	0.355	0.406	0.453

- ①住民税が100万円なら約35万円の義援金でも2000円を超える自己負担はありません。
 例えば住民税（所得割）が100万円（住民税の総所得金額1000万円）で、所得税の税率が33%の納税者が義援金を送ると、上記の表のE欄で住民税100万円に0.355を掛けた約35万円までは2000円を超える自己負担がありません。
- ②義援金を50万円に増やすと自己負担は8万5000円程度です。
 義援金を50万円送ると、15万円についてはふるさと納税の特例控除額の控除はできませんが、所得税の33%（プラス復興特別所得税）と住民税の10%分の6万5000円は減税になるので、実質的な負担は8万5000円程度になります（図表1の※1、※2より）。